

平成23年6月2日
(照会先)
事業企画部事業企画グループ長 小原 正
(電話直通 03-6892-0743)
年金給付部給付企画グループ長 渡部 浩
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

年金額の改定と住所変更届の省略についてのお知らせ

～年金額改定通知書・年金振込通知書を送付します～

平成23年6月3日(金)～6日(月)にかけて、標記に関するお知らせ(平成23年度 年金額改定通知書・年金振込通知書(「参考1」参照))が、年金受給者(約3,600万人)の方に送付されます。

【お知らせのポイント】

1 年金額の改定

- 年金額は物価等の変動に応じて改定(物価スライド)を行う仕組みとなっています。
- 平成22年の全国消費者物価指数が前年を0.7%下回った結果、年金額の改定の基準であった平成17年の指数を0.4%下回りました。
- このため、平成23年度の年金額については、平成22年度の年金額を0.4%引き下げる改定が行われました。(「参考2」参照)

2 住所変更届等に関するお知らせ

- 平成23年7月から、住所変更届等の手続きが変わることから、年金受給者の方の住民票コードの収録状況等をお知らせします。

(平成23年7月からの住所変更届等の省略)

日本年金機構に住民票コードが収録されている方については、直接、日本年金機構において住民基本台帳ネットワークから住所変更情報等が取得できるようになったことから、平成23年7月以降、これまで年金事務所に届け出ていただいた「住所変更届」や「死亡届」が原則不要(※)となります。

※介護施設入所等のために、現住所と住民票上の住所が異なっている場合には、引き続き「住所変更届」を提出いただく必要があります。

なお、日本年金機構にお届けされている住所と住民票上の住所の表記が下記の例のように一部異なっている場合は、本年9月末までに、①年金事務所又は街角の年金相談センターに住所変更届省略申出書(「参考3」参照)をご持参いただくか郵送していただく、又は②「ねんきんダイヤル」(電話0570-05-1165)にお電話いただき申し出ていただければ、今後、「住所変更届」の提出を不要とすることができます。

例)住民票住所 ……杉並区高井戸西3丁目5番24号
機構届出住所(ハガキの宛名住所) ……杉並区高井戸西3-5-24 ねんきんマンション101

平成23年度年金額改定通知書・年金振込通知書 (表面)

料金後納
郵便

XXXX-XXXX

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 ねんきんマンション101

年金 花子 様

XXXXXXXXXXXXXX

大切なお知らせ

- ①年金額改定通知書
- ②年金振込通知書
- ③住民票コード収録状況等に関する確認
- ④遅延加算金に関するお知らせ

差出人

日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

ご案内は内側にあります。

①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

① 国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

年金の種類 老齢厚生・老齢基礎 年金

年金証書の基礎年金番号・年金コード XXXX-XXXXXX-XXXX

受給権者氏名 ●●●●

国民年金	基本額	振替加算額	支給停止額
	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
厚生年金保険	基本額	加給年金額	支給停止額
	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円		
	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円		
合計年金額(年額)			ZZZ, ZZZ, ZZ9 円

平成23年4月分から上記のとおり年金額が改定されましたのでお知らせします。

なお、改定された年金額は、平成23年6月(4、5月分)からの
お支払いとなります。

平成23年 6月 3日

厚生労働大臣 印影

<この通知書は、年金額を証するものですので大切に保管してください。>

② 年金振込通知書

平成23年 6月 3日

以下の金額をご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。
なお、お支払いは、平成23年 6月から平成24年 4月までの各
偶数月に行われます。(裏面②の支払予定日をご参照ください。)

年金の種類 老齢厚生・老齢基礎 年金

年金証書の基礎年金番号・年金コード XXXX-XXXXXX-XXXX

受給権者氏名 ●●●●

振込先 ●●●● 銀行
●●●● 支店

「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料等」の金額	
年金支払額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
介護保険料額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
後期高齢者医療保険料額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
所得税額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
個人住民税額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円
控除後振込額	ZZZ, ZZZ, ZZ9 円

厚生労働省 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課 印影

③ 住民票コード収録状況等に関する確認

平成23年7月から住所変更届等の手続きが変わります。お客様の住民票コードの収録状況、住所変更届の要否及び住民票の住所地を以下に記載しています。ご確認ください。(詳しくは裏面③をご覧ください。)

- (1) 住民票コード収録状況 収録済
- (2) 今後の住所変更届の要否 不要

(3) 住民票の住所地 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24-101号

※住民票の住所地が実際と違っている方は、年金事務所などにご確認ください。

平成23年度年金額改定通知書・年金振込通知書（裏面）

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**をお知らせください。

0570-05-1165
03-6700-1165 (IP電話・PHS用電話)

【受付時間】

月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分 ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付
第2土曜日	午前9時30分～午後4時 (祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

- ※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、通常の通話料金ががかかります。
- ※IP電話・PHS用の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金ががかかります。※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。
- ※**月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後(5日程度)は電話が大変混み合うことがございます。週の後半または月の後半がつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。**

② 年金振込通知書について

平成23年度分の支払予定日は次のとおりです。

平成23年	平成24年
・6月15日(4月、5月の2か月分)	・2月15日(12月、1月の2か月分)
・8月15日(6月、7月の2か月分)	・4月13日(2月、3月の2か月分)
・10月14日(8月、9月の2か月分)	
・12月15日(10月、11月の2か月分)	

- 控除後振込額が変更となったり、振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りします。**
- 年金振込の支払期間が平成24年2月以前となっている方は支払額の変更が予定されている方です。

【介護保険料等について】

年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額、個人住民税額となります。各支払月に特別徴収する個人住民税額は、変更となる場合もありますので、市区町村から別途通知される(されている)通知書によりご確認ください。(通常6月中旬に発送)
なお、年金から徴収する保険料(税)額及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所又は町村役場にお願います。

① 年金額改定について

- 年金額は物価等の変動に応じて改定(物価スライド)を行う仕組みとなっています。
- 平成22年の全国消費者物価指数が前年を0.7%下回った結果、年金額の改定の基準であった平成17年の指数を0.4%下回りました。このため、平成23年度の年金額については、平成22年度の年金額を0.4%引き下げる改定が行われました。
- 改定後の年金額は、法律で定める端数処理や、付加年金に物価スライド改定がないこと等により、平成22年度の年金額に0.996(▲0.4%)を乗じた額と完全に一致するものではありません。
- 厚生年金基金から年金を受けられている方の年金額は、国からお支払いする年金額と厚生年金基金からお支払いする代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から0.4%引き下げられる改定が行われますが、厚生年金基金の代行部分は物価スライドによる改定が行われないため、国からお支払いする年金額から、厚生年金基金代行部分に係る引き下げ分が更に差し引かれます。
- 在職年齢年金の基準額は、賃金の変動に応じて自動的に改定する仕組みとなっています。平成23年4月から、それまでの47万円が46万円に改定されましたので、「支給停止額」が変更となっている方もいらっしゃいます。

【決定に不服のある方へ】

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。
なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の判決を経た後でないと、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、判決を経なくても提起できます。この訴えは、判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として、判決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
※物価スライドなどの制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

③ 年金の住所変更届等に関するお知らせ

- 平成23年7月から、日本年金機構に住民票コードが収録されている方につきましては、直接、当機構において住民基本台帳ネットワークから住所変更情報が取得できるようになりました。これにより、平成23年7月以降に住所の変更があった場合でも、年金事務所などに提出いただく住所変更届は原則不要となります。なお、住所変更情報と同様に死亡情報も取得できるようになりましたので、死亡届も原則不要となります。
- 日本年金機構に住民票コードが未収録の方や、現在の住所(本葉書の宛名住所)が住民票の住所地と一致していない方が、今後、住所の変更があったときは、年金事務所などへの住所変更届が必要です。(住所変更届の提出を不要としたい方は、年金事務所などへご相談ください。)
- 成年後見を受けている方等についても、今後、住所の変更があったときは、年金事務所などへの住所変更届が必要です。
- 共済年金(旧公共企業体を除く)を受けられている方は、これまでどおり、各共済組合への届出は必要です。

【表面③「住民票コード収録状況等に関する確認」の見方】

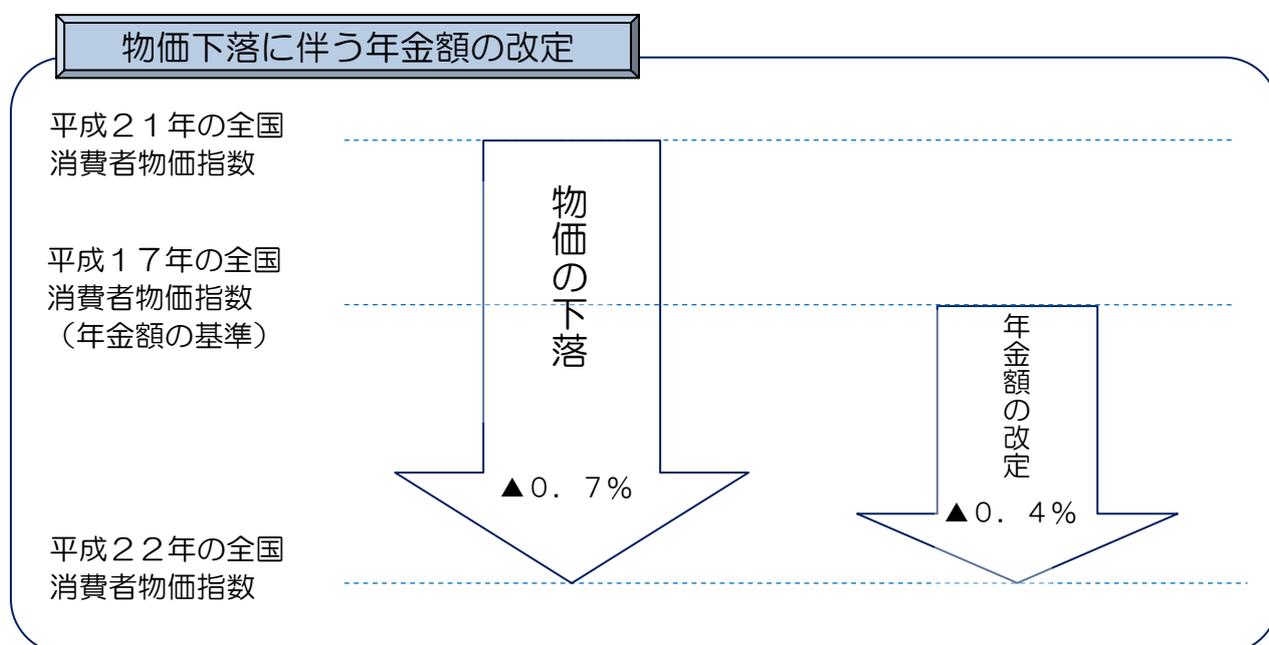
- ①「収録済」、「未収録」…当機構における住民票コードの収録状況を表示しています。(住民票コードを申し出た方で「未収録」と表示されている場合は、年金事務所などにご相談ください。)
- ②「必要」、「不要」……今後、住所の変更があったときの年金事務所などへの届出が必要か否かを表示しています。
- ③平成23年4月時点の住民票の住所を表示しています。

④ 遅延加算金の請求にかかるお知らせ！

年金時効特例法により「5年以上さかのぼって年金をお支払いした方」に、遅延加算金をお支払いしています。これは、「さかのぼってお支払いした年金」とは別に、その間の「物価上昇に見合う金額」をお支払いするものです。
平成19年7月から平成21年4月までに「5年以上さかのぼって年金をお支払いした方」で、未だ遅延加算金のご請求をいただいていない方につきましては、ぜひ、お近くの年金事務所などにお問い合わせください。

平成23年6月からお支払いする年金額が 0.4%引き下げられます。

- 本年1月28日、総務省より、平成22年平均の全国消費者物価指数が平成21年に比べ、マイナス0.7%となった旨発表されました。
- 現在支給されている年金については、法律上、直近の年金額引き下げの年（平成17年）よりも物価が下がった場合は、これに応じて年金額を改定することとしています。
- 平成22年の物価は、基準となる平成17年の物価と比較してマイナス0.4%となったことから、平成23年度の年金額は0.4%の引き下げとなります。（4月分が支払われる6月の支払から、額が変わります。）



〈 参考 〉 平成22年度と平成23年度における年金額の比較

	平成22年度（月額）	平成23年度（月額）
国民年金 [老齢基礎年金額（満額）：1人分]	66,008円	65,741円 (▲267円)
厚生年金 [夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額]	232,592円	231,648円 (▲944円)

※ 改定後の年金額は、法律で定める端数処理や、付加年金に物価スライド改定がないこと等により、平成22年度の年金額を0.4%引き下げた額と完全に一致するものではありません。

